

# 那覇市情報公開条例を改正しました

那覇市情報公開条例は昭和63年に制定されました。その後、大幅な改正をすることなく現在に至っています。近年の社会情勢の変動に照らし合わせ、国や他自治体を参考に、このたび条例を全部改正することとしました。施行日は平成26年7月1日となります。那覇市情報公開条例の改正に伴い、那覇市情報公開条例施行規則も全部改正され、同日付けで施行となります。

## 1 より開かれた市政へ

(1) 市は市政について市民に説明する義務と責任があることを明記(条例第1条)し、公開を義務とすることにより公文書公開の原則を強調(条例第7条)。これにより、すべての公文書は、基本的に公開の対象であるということについて職員への意識づけを図ります。

(2) 公文書に、電磁的(データ)記録を追加(条例第2条)。これにより、公開対象となる公文書の範囲が

広がります。

(3) 公開請求者に、公文書の特定が行えるよう必要な協力を求めるとともに、実施機関側にも、公開請求者に対し必要な情報の提供と助言を行うようになりました(条例第5条、第6条)。

(4) 非公開情報が記録されている公文書でも、那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要と認める場合には、公開することも可能となりました(条例第9条)。

(5) 全部を公開することができる公文書に対し、複数のものから公開請求のあることが見込まれるときには、公開の手段によらずとも提供するように、実施機関に努力義務を設けました(条例第29条)。

## 2 より利用しやすい制度へ

公開の方法について、従来の写しの交付と閲覧に、視聴と聴取を追加(規則第9条)。また、写しの交付

# 国保赤字対策について

本市の国民健康保険事業は、国保税の収納率では常に全国平均を上回っているにもかかわらず、市町村国保の財政構造、制度上の問題等によって平成19年度から赤字が続いています。

平成25年度も15億円を繰入して赤字の補てんを行いましたが、累積赤字は約52億円にまで増える見込みです。国保事業が市から県に移行する前年(平成29年度)には、累積赤字は約178億円になるものと予想されています。

これは、本市の一般会計予算の規模からみても、たいへん深刻なものとなります。市民生活に影響を及ぼさないためにも、国保の赤字対策は緊急に取り組まなければなりません。

このため、市では、平成29年度末の国保累積赤字ゼロを目指して、全庁的なプロジェクトチームを立ち上げました。今後、「赤字対策に関する基本方針」を策定するなどして、歳出の削減などを実施し、市民生活に影響が及ばないように、健全な財政運営に取り組んでまいります。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

牧志駅前ほしぞら公民館×約8個分≒52億円



お問い合わせ 国民健康保険課 ☎862-4262  
企画調整課 ☎862-9937

の方法についても、カラー複写への対応(条例別表規則別表やCD-R等の光ディスクへの複写規則第9条)を明記し、公開請求者の選択肢を増やしました。



## 3 営利を目的とする請求に係る手数料の徴収

市では、事業者が自己の利潤を追求するために公開請求をし、公文書が公開される場合には、受益者負担の観点から、一定程度のコストを事業者に負担してもらおうと考え、新たに手数料の規定を設けました。具体的には、営利目的で請求をする法人や団体・個人が公文書の写しの交付を受ける場合に、手数料の納付が必要となります(条例第17条)。

※手数料の納付対象となる公文書の写しについては、写しの作成に要する費用を重ねて納付する必要があります。

## 4 請求の拒否について

情報公開制度においては、何人からの請求も受け付けることとしておりますが、次の場合に限っては、請求を拒否することができることを規定しました。

(1) 存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる公文書(例：DV被害者の住民登録関係の文書等)については、公開請求の拒否ができることを規定するとともに、請求を拒否した場合の審議会への報告を義務付けました(条例第10条)。

(2) 利用者の責務として公開請求をする「権利の適正

な行使」を義務付け、権利の濫用を禁止(条例第4条)。公文書の公開以外を目的とした公開請求(特定の課の業務停滞や特定職員への嫌らせ自体を目的とした請求等)であることが明らか場合には、権利濫用請求として請求を拒否することができると規定しましたが、実施機関がこの規定を拡張解釈して適用することがないよう解釈規定を設けるとともに、請求を拒否した場合には審議会に報告するよう義務付けました(条例第11条)。

## 5 公開決定の期間

文書公開請求に対する公開等の決定は、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に行うこととなっておりますが、正当な理由がある場合はさらに30日間延長ができることとしました(条例第13条)。

また、公開請求の対象となる公文書が大量であるため、期間を延長しても全てについて公開決定等を行うことが困難な場合には、相当な期間延長をすることができるとしました(条例第14条)。

## 6 公開の実施に 応じなかった場合

通知で示した期限内に公開請求者が連絡もなく公開の実施に応じないときには、改めて文書で催告を行い、それでも正当な理由なく公開の実施に応じない場合、公文書の公開を実施したとみなすこととしました(条例第16条)。

## 7 第三者の権利保護

公開請求に係る公文書に第三者の情報が記録されている場合、必要に応じ当該第三者に通知し、意見書提出の機会を提供することについて規定しました(条例第15条)。また、公開反対の意見書が第三者から提出された場合であっても、当該公文書を公開することと決定したときは、直ちに第三者に通知すること、決定の日と公開の実施の日との間を14日間以上置かなければいけないこととしました。間をおくことにより、第三者が公文書の公開について不服申立てを行うこともできるようになるものです。また、不服申立ては公開請求者に限らず第三者も行えるような規定になりました(条例第19条)。